

福祉サービス第三者評価結果の公表事項

評価機関（評価機関認証No）	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（福井福祉評価認証第1号）
評価調査者研修番号	第6-15号、第14-12号、第10-1号

【基本情報】

①施設・事業所情報

名称：社会福祉法人 吉江学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：藤井 伸一郎	定員（利用人数）：40名（40名）
所在地：福井県鯖江市西番町24字1番地1	
TEL：0778-51-1614	ホームページ：http://yoshie-gakuen.or.jp
〔施設・事業所の概要〕	
開設年月日 本体施設：昭和23年6月30日 グループケア棟：平成24年	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 吉江学園	
職員数	常勤職員：20名 非常勤職員：9名
専門職員	（専門職の名称）20名
	保育士7人、児童指導員3人、家庭支援専門相談員1名
	里親支援専門相談員1人、嘱託医1人、
	栄養士2人、調理員3人、心理療法担当職員2人
施設・設備の概要	（居室数）
	（設備等）
本体施設：児童居室17室 心理療法室1室 静養室1室 浴室2室 トイレ4室 居間室2室 子育て支援室1室 洗濯室2室 乾燥室2室 面会室1室 幼児室1室 学習図書室1室 集会室1室 食堂1室 事務室2室 調理室1室 予備室1室 GH：居室5室 LDK1室 浴室1室 面会室1室 洗濯室1室 乾燥室1室 事務室1室 予備室1室 火災通報報知機 非常階段 衛星放送設備 電気温水器 雨除け付洗濯干し場 排煙窓 体育館 園庭	

②理念・基本方針

<p>【運営理念】 私たちは、子ども達をかけがえのない存在として尊重し、生命と人権を守り、優しい心を育みます。子ども一人ひとりとの関わりを丁寧に積み重ね、細やかな心遣いにあふれた援助を目指します。</p> <p>【基本方針】 当施設は、各家庭のいろいろな事情によって県から委託された幼児から高校生までの子ども達が生活をしています。社会的養護を担う施設として子ども達の健やかな成長を願いながら「家庭の再構築」・「社会的自立」を目指し、家庭的な支援を行っています。</p>
--

③施設・事業所の特徴的な取組

<p>本体施設とグループケア棟(女子)を1棟併設している。中長期計画においては令和3年度中に男子のグループケア棟1棟を新設することが決定している。グループケア棟では、より家庭的な環境で生活体験を積み重ね、個々のスキルアップに向けての取り組みを行っている。毎日勤務する職員全員が参加しての引継ぎを行っており、保育士、指導員だけではなく心理士やPSW等も参加している。どの職員も忌憚なく発言できる場となっており、チームワーク強化の一助を担っている。また、引継ぎはスーパービジョンの側面も持ち、養育支援の質の向上に寄与している。</p> <p>里親支援専門相談員を配置し、県や県内他施設の里専とともにサロンに参加したり、10月の里親月間にはショッピングセンターでチラシを配布したり等里親の普及啓発活動(福さとプロジェクト)を展開している。また、福さとプロジェクトの前身となる県内施設の里専が集まって行う勉強会も当施設里専の呼びかけにより発足した。</p> <p>月曜日から土曜日、中学生を対象として19:30から21:00まで福井大学の学生による学習指導を行っている。現在、10名の中学生に対し3名の学習指導員を配置しており、これによってきめ細やかな学習指導を行うことができている。長きに渡り学習指導員を配置しており、学習指導設置当初より一度も途切れることなく学習指導員を配置することができている。このため、中学生から学習をみてもらっている子どもが、高校生になっても学習を教えてもらいやすい関係を築くことができている。また、学習指導員として子どもと接する中で当園の仕事をよく知ってもらうこともでき、その後当園への就職に繋がるケースもある。学習指導員の設置はこうした人材確保の観点からも重要な役割を果たしていると言える。</p> <p>現在、施設の小規模化の流れを受け、大舎ではあるが子どもを4つの小グループに分け、予算を組んで生活している。子どもを連れて日用品の買い物に行くことが生活に即した経済観念を身につける学習機会となっている。</p> <p>福井市、鯖江市、越前町よりショートステイ事業(以下SS)を委託されている。SSでは単に子どもを預かるだけではなく子どもの様子等を見て気になりな家庭があれば声かけや助言、必要に応じて関係機関との連携を図り細やかな支援を提供している。また、SS利用者との関わりの中で地域におけるニーズの把握もできており、地域貢献の一翼を担っていると言える。</p> <p>月に2回程度、外部より講師を招きかるた(百人一首)教室を開催している。当園の子どもだけではなく地域の子供にもチラシを配布し、参加を促している。</p>

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年6月23日（契約日）～
	令和2年12月11日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成29年度）

⑤総評

【特に評価の高い点】

<事業計画の策定>

中・長期計画が、児童福祉法改正に対応するため、5段階に分けて、小規模グループホーム設置等について計画し、中長期計画策定委員会にて見直しもされている。事業計画が中・長期計画書の内容を反映し策定されている。事業計画は具体的な課題について、予算付けをして策定し、実施状況の評価を行える内容となっている。

<子ども本位の養育・支援>

苦情解決のためのしくみを整備している。説明資料も掲示して周知している。また、記録も適切に保管し対応している。「子どもの生き方ノート」で様々なことをやさしく説明することで、子どもが意見など気持ちを出しやすくする工夫をしている。子どもみんなの集会所に意見箱「ひみつのでかみ」があり、入れやすくする工夫をしている。また、児童に直接かかわる職員への配慮として、園長のみが意見箱を開封するようにしている。意見箱・アンケートを実施して、要望やニーズの把握に積極的に取り組んでいる。

<子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援>

入所時の流れや準備については、受け入れ前から面会をしている職員が担当するなど、子どもの不安を軽減できるよう配慮している。入所後や退所後も、可能な限り友人とのつながり（手紙等のやり取り）や担当職員とのつながりが持続できるように支援を行っている。

中学生以上は、メニューや食材決めから食べるまでを自分たちで実践する調理実習を2～4人ずつのグループで毎月行っている。その際、退所後の生活に必要になってくる知識（ごみの出し方やATMの使い方など）についても伝え、退所後も子どもが安定した生活を送ることができるように

取り組んでいる。退所後の1年間は、可能な限り退所前と同じ担当者が窓口となり、子どもからの相談を受けるだけでなく、必要な場合は就職先などの関係者とも連携をしたり、2年目以降も継続してフォローしたり、退所後の支援を行っている。

【特に改善が求められる点】

<福祉人材の確保・育成>

必要な福祉人材に関する基本的な考え方を記載した文書が見あたらない。施設として必要な人材像を明確にして、人材確保・定着等への取り組みを望みたい。人事基準は明確に定められていない。明確な人事基準を作成し職員への周知を期待したい。

<子ども本位の養育・支援>

情報提供は積極的に取り組んでいるが、情報提供のあり方の見直しをしていないため、適宜見直す機会を持つことが望ましい。

入園の流れ（開始・過程）がわかる書面の整備が求められる。また、意思決定の困難な子どもや保護者への対応を、関係機関と調整しているが、記録を書面に整備することが求められる。地域、家庭等に移行する際の手順や引継ぎの文章を整備することが求められる。また、子どもが安心して退園できるよう、困ったときの連絡先など記載されているツール（カード、しおり等）があると望ましい。

<子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援>

施設内虐待に関するマニュアルを作成しているが、平成24年から改良されておらず、不適切なかかわりを発見した際の届出・通告、対応、処分等に関する仕組みや体制は不十分である。不適切なかかわりが疑われる事案が生じた場合を想定し、事実確認・検証の方法、施設長をはじめとする各職員の役割、通告者等の権利擁護、厳正な処分などに関する仕組み・体制の整備が望まれる。

⑥第三者評価結果に対する事業所のコメント

第三者評価を受審するのも3回目となり、過去2回を受け私達なりに県内外の施設の取り組みを参考にしながら改善を図ってきました。その成果をあげ評価を頂けた部分もある一方で、その取り組みが活かされていなくてという指摘も受け一層の努力を要する結果となりました。職員一丸となって実直に取り組んでいますが、まだまだ創意工夫する力が足りないのだと感じました。今後、更なる向上を目指して多くの情報を得て着想を豊かにし業務遂行していきます。

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

児童福祉サービス版

【共通評価基準】

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 理念・基本方針の子どもや保護者等への周知は、入所時のみである。入所後も子供会等の機会を捉え周知を図るよう望みたい。	

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている	a
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
コメント	良い点/工夫されている点： H28年の児童福祉法改正後、それらに対応するために拡大施設長会議にて議論を深め、2029年までの施設計画等を作成している。 グループホームや処遇困難な利用者の増加に対応するため、職員の増員や専門知識を持った人材の確保を改善すべき課題と捉え、就職フェアへの参加、学校訪問、実習内容の強化等の取り組みが進められている。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 中・長期計画が、児童福祉法改正に対応するため、5段階に分けて、小規模グループホーム設置等について計画し、中長期計画策定委員会にて見直しもされている。 事業計画が中・長期計画書の内容を反映し策定されている。事業計画は具体的な課題について、予算付けをして策定し、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 事業計画は事業計画作成の流れに沿って、職員意見書を集約したものを基に作成し、職員会議にて職員への周知を図り見直しをしている。 わかりやすく書いた事業計画書を作成・掲示し、子どもには集会時に説明するとともに、保護者には資料を配布している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
9	② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 第三者評価委員会を組織し、毎年、自己評価を実施し、改善に結びつけている。 評価結果にもとづき、第三者評価委員会を組織して、課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 施設長は事業計画書の前文に施設の経営・管理に関する方針と取組みを明確にし、職員会議等で表明し周知を図っている。 施設長は施設長研修会に参加し、幅広い分野における遵守すべき法令等を把握し、園内にては虐待等の研修を実施している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 施設長は事業計画の前文にて、施設の養育・支援の質の現状について評価・分析を行い、引継ぎにも参加し、職員会議にて問題点を指摘し改善に努めている。	
	改善できる点/改善方法： 施設長は、経営の改善や業務の実効性に向けて、人事、労務、財務等を踏まえた分析を行っていない。資料としても残していない。人事、労務、財務等の分析を行い、資料として残すことを期待したい。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 必要な福祉人材に関する基本的な考え方を記載した文書が見当たらない。施設として必要な人材像を明確にして、人材確保・定着等への取組みを望みたい。 人事基準は明確に定められていない。明確な人事基準を作成し職員への周知を期待したい。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 施設長との個別面談を実施し、記録も残されているが、職員の相談窓口は明確に定められていない。相談窓口を定め、職員が相談しやすいような仕組みを定めるように期待したい。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接は行われず、進捗状況の確認を実施していない。中間面接等を実施し、進捗状況の確認を行うことを期待したい。 職員の教育・研修は計画にもとづき、実施されているが、計画の定期的な評価と見直し、研修内容やカリキュラムの見直しを実施していない。定期的に計画の評価と見直し、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行うよう期待したい。 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等は、個人別履歴ファイルとしてまとめられており、個々人について詳しく調べるには良いが、全体を比較して計画を策定するときは、一覧表としてまとめて有る方が見やすい。個々人の履歴ファイルはそれとして、一覧表を作成し利用することを期待したい。	

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 実習生の受け入れやプログラムは適切に整備しているが、実習指導者に対する研修を実施していないため、取組みが望まれる。	

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 第三者評価の受審結果は公表しているが、受審結果や苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況については公開していない。また、学園広報誌には、施設の理念や基本方針を記載していない。第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開するとともに、広報誌に施設の理念・基本方針を掲載し、地域に向けて配布するよう望みたい。外部の専門家による監査等は実施していない。外部の専門家による監査を実施し、監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施するよう期待したい。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 地域との関わり方は、地域活動マニュアルに記載している。子どもは地域の祭りや子ども文楽等に参加し、日常的なコミュニケーションを心がけている。又、施設にて「競技カルタ教室」を開催し、学校の友人等が遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
	改善できる点/改善方法： ボランティアの受け入れに関しては、マニュアルを作成し、守秘義務等の研修も行い適切であるが、地域の学校等への協力について基本姿勢を明文化していない。基本姿勢を明文化し取り組むことを期待したい。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 特になし。	
	改善できる点/改善方法： 社会資源を明らかにしたリストの作成をしていない。リストを作成し、職員会議で説明する等、職員間で情報の共有化を図ることを望みたい。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 要保護児童対策会議や地区の行事を通じて地域の福祉ニーズを把握している。また、施設の役員をしている民生委員からも地区の福祉ニーズ情報を得ている。 里親研修会や地区の街づくり交流会等の地域の福祉ニーズにもとづく事業に参加している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

III 適切な養育・支援の実施

III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 理念や基本方針は、わかりやすく明示してあり全職員で毎月唱和している。 職員一人ひとりが、春・秋季にチェックリストを活用して、子どもの養育・支援のあり方を確認している。また、組織内にて年に一度は研修会を実施している。 浴場が外部から見えにくくするため工夫されている。また、居室はカーテンを活用し構造的にプライバシーが守られている。各フロアを性別分けする取り組みを実施している。子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組みを周知している。	
	改善できる点/改善方法： プライバシーに関することはマニュアルに整備されているが、新入職員や必要時に研修会を実施することが望ましい。	

Ⅲ- 1 - (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： わかりやすいパンフレット、ホームページ、生き方のノート、入園のしおり、園通信、アルバムなど積極的に情報提供に取り組んでいる。また、見学者の対応は決められた職員により行われている。 幼児、小学、中高生別にしおりが整備されていて、わかりやすく工夫されている。 施設を退所した後のアフターケア（訪問含む）を、丁寧に取り組み、所定の様式に記録している。	
	改善できる点/改善方法： 情報提供は積極的に取り組んでいるが、情報提供のあり方の見直しをしていないため、適宜見直す機会を持つことが望ましい。 入園の流れ（開始・過程）がわかる書面の整備が求められる。また、意思決定の困難な子どもや保護者への対応を、関係機関と調整しているが、記録を書面に整備することが求められる。 地域、家庭等に移行する際の手順や引継ぎの文章を整備することが求められる。また、子どもが安心して退園できるよう、困ったときの連絡先など記載されているツール（カード、しおり等）があると望ましい。	

Ⅲ- 1 - (3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 子どもの意向は、小学、中高生と別にアンケートを実施している。直接、子ども会議も実施し意向を把握している。また、その改善が必要な場合は全職員の会議で検討している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

Ⅲ- 1 - (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 苦情解決のためのしくみを整備している。説明資料も掲示して周知している。また、記録も適切に保管し対応している。 「子どもの生き方ノート」で様々なことをやさしく説明することで、子どもが意見など気持ちを出しやすくする工夫をしている。子どもみんなの集会室に意見箱「ひみつのてがみ」があり、入れやすくする工夫をしている。また、児童に直接かかわる職員への配慮として、園長のみが意見箱を開封するようにしている。意見箱・アンケートを実施して、要望やニーズの把握に積極的に取り組んでいる。	
	改善できる点/改善方法： 苦情を受付してから対応・解決するまでの記録を、申出人のプライバシーに配慮して、ホームページなどに公開することが望ましい。 必要な書面は適宜追加されているが、定期的な見直しを行っていないため、期間を定めて見直し・確認することが求められる。 相談・意見を受けた際の具体的な対応手順をマニュアルにて明らかにすることが望ましい。	

Ⅲ- 1 - (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
コメント	良い点/工夫されている点： リスク管理全般については危機管理委員会により年2回協議をしている。ヒヤリハットの内容は、全職員の会議で報告し確認・見直しをしている。 感染症対策について書面は整備され、対応についても手順のとおり実施されている。また、各トイレに防護着や用具を整備している。担当者は外部研修を受け、マニュアルを見直す場合にはマニュアル委員会が見直しを行い、職員に周知している。 毎月1回、火災訓練を実施して初動体制や安否の確認の流れを決めている。備蓄品も必要分が確保されている。	
	改善できる点/改善方法： 火災訓練のみ実施されているため、他の水害、地震、防犯などの訓練の実施や、簡易版からでもBCPを作成することが望ましい。	

Ⅲ- 2 養育・支援の質の確保

Ⅲ- 2 - (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 職員の研修は入職して2ヶ月間、上級の職員につき（同行）指導を受けている。 権利擁護については子どもに対して、日常的にチェックリストを活用し確認している。 こどもの養育・支援の検証・見直しについては、自立支援マニュアルの通り、子ども全員の見直し時期をそろえて定期的実施している。検討・見直し時、子どもの意見・提案も反映している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

Ⅲ- 2 - (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
コメント	良い点／工夫されている点： 支援の困難ケースは関係機関と協議され適切に支援をしている。 自立支援計画を定期的（3月作成・9月見直し）に評価、見直している。担当者～チーフ会議～心理・F S Wの流れで組織的に仕組みを定めている。	
	改善できる点／改善方法： 自立支援計画については、調理など各部門に特化した必要情報だけでなく、各部門の職員も子どもとかわるため全職員が支援計画を確認することが望ましい。また、調理員が運営や支援にかかわる機会が求められる。 自立支援計画（見直し同様）の作成日は、年月のみでなく日にちまで記載すること、計画を見直した場合は関係する職員が確認したことがわかるようにすることが求められる。また、計画の見直し時についても保護者の同意をとることが望ましい。	

Ⅲ- 2 - (3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
コメント	良い点／工夫されている点： 記録様式のレイアウトに実例が記載され、記録の書き方をわかりやすく説明している。また、P C環境は整備され、記録管理している。 個人情報の説明は、「入園のしおり」「子どもの生き方ノート」を活用し、わかりやすく説明している。記録データの管理体制は、パスワードによりセキュリティもかかり整っている。	
	改善できる点／改善方法： プライバシーに関することや情報管理について、簡易的に書面化されているのみであるため、個人情報保護規定を整備し、各部門が扱う書類や情報を具体的に定めることが望ましい。	

【内容評価基準】

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
コメント	良い点/工夫されている点： 子どもの権利や人権をまとめた「生き方ノート」の作成や倫理綱領の定期的な唱和によって、子どもの権利擁護についての職員の理解が図られている。人権擁護・人権侵害に関するチェックリストを作成し、年に2回、全職員が自己評価し、施設長による確認・周知が行われ、権利侵害の防止や早期発見するための取組がなされている。	
	改善できる点/改善方法： 権利擁護に関する取り組みについて、職員が具体的に検討する機会（たとえばチェックリストに基づいた事例検討や個別面談など）を定期的に設けることが望まれる。	

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 子どもの権利が具体的に記述されている「生き方ノート」を作成し、小学4年生以上は1人1冊を所持している。年に3回の個別面談（生き方ノートを使用して、担当の職員が子どもと個別に説明をする）や日々の養育を通して、子どもが自他の権利について理解できるよう取り組んでいる。	
	改善できる点/改善方法： 子どもの権利に関して職員の理解を深めるために、意識的・定期的な外部研修への参加や内部研修の実施が望まれる。	

A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 子ども一人に1冊ずつアルバムが用意され、担当の職員と共に写真等を整理し、生き立ちの整理につなげている。特に配慮が必要な子どもや退所が近い子どもなど、個別の事情に応じて適切に事実を伝えられるよう委員会等で慎重に検討している。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取組んでいる。	b
コメント	良い点/工夫されている点： 体罰や不適切なかかわりについては、禁止行為として就業規則に規程されている。チェックリストの実施や結果の周知を通して、不適切な関わりの防止につなげている。ひみつのてがみばこや施設外の連絡先（児童相談所など）について、個別に、かつ月1回の子ども会議で説明・周知することで、子どもが自ら訴えることができるよう取り組んでいる。	
	改善できる点/改善方法： 施設内虐待に関するマニュアルを作成しているが、平成24年から改良されておらず、不適切なかかわりを発見した際の届出・通告、対応、処分等に関する仕組みや体制は不十分である。不適切なかかわりが疑われる事案が生じた場合を想定し、事実確認・検証の方法、施設長をはじめとする各職員の役割、通告者等の権利擁護、厳正な処分などに関する仕組み・体制の整備が望まれる。	

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 日常生活や余暇の過ごし方などについては、年齢・性別でわけた少人数の生活単位で「子ども会議」（毎月1回）を実施し、子どもたちが要望などを出し合い、子どもたち同士や職員とのやり取りを通して決められている。金銭の管理などについては、小遣い帳を活用しながら、子どもが自分で使い方を考えられるように、担当職員が年齢や個人の特性に応じて個別に支援をしている。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
A⑦	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
コメント	良い点/工夫されている点： 入所時の流れや準備については、受け入れ前から面会をしている職員が担当するなど、子どもの不安を軽減できるよう配慮している。入所後や退所後も、可能な限り友人とのつながり（手紙等のやり取り）や担当職員とのつながりが持続できるように支援を行っている。 中学生以上は、メニューや食材決めから食べるまでを自分たちで実践する調理実習を2～4人ずつのグループで毎月行っている。その際、退所後の生活に必要な知識（ごみの出し方やATMの使い方など）についても伝え、退所後も子どもが安定した生活を送ることができるように取り組んでいる。退所後の1年間は、可能な限り退所前と同じ担当者が窓口となり、子どもからの相談を受けるだけでなく、必要な場合は就職先などの関係者とも連携をしたり、2年目を以降も継続してフォローしたり、退所後の支援を行っている。	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
A⑨	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
A⑩	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
A⑪	④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
A⑫	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
コメント	<p>良い点/工夫されている点： 養護マニュアルにもとづいて、子どもに受容的・支持的な態度で寄り添うように努めている。子どもが表出する感情や言動を理解するために、担当職員が臨床心理士に相談したり、臨床心理士からSSTや認知行動療法などの助言を受けたりして、背景にある心理的課題の把握・対応につなげている。</p> <p>「子ども会議」などを通して、生活の決まりへの要望等（テレビやお風呂、食事の時間や順番など）を共有し、可能な限り柔軟に対応できるよう努めている。また、子ども一人に一人の担当職員が決められており、普段の生活を共にするだけでなく、ランチ外出に出かけるなど、信頼関係を築くための機会を確保し、基本的欲求の充足を重視している。</p> <p>チェックリストや養護マニュアルの活用を通して、子どもに対して必要以上の指示等をしないよう意識されている。中高生は自分で洗濯をすることになっているが、小学生も自ら希望する場合は、自分で洗濯に取り組める機会を確保するなど、子どもの意思や意欲を尊重し、子どもが自分で行動できるように働きかけている。</p> <p>幼児を対象とした保育マニュアルや小・中・高別の学習マニュアル、特別支援のプログラムなどにもとづいて、学びや遊びの支援がなされている。</p> <p>年齢に応じた図書だけではなく、iPadやゲーム、DVDなども用意・利用され、子どもたちのニーズに可能な限り応えている。大学生による学習指導員や地域での行事などの社会資源も活用されている。</p> <p>基本的生活習慣については、日常生活の中で伝えるだけではなく、調理実習や子ども会議のような機会を通して確立できるよう支援している。高校生は、担当職員と個別に話し合いをし、毎年1年間の目標を立て、生活技術の習得・向上に取り組んでいる。携帯電話の所持やアルバイトを希望する子どもには、個別にルール（写真の取り扱いなど）を担当職員と確認している。小学生は、地域の伝統文化である子ども文楽への参加を通して、社会性を習得する機会としている。</p>	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-2-(2) 食生活		
A⑬	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
コメント	<p>良い点/工夫されている点： アルバイトや部活等で、食事時間が異なる子どものために、電子レンジや保温機能付き鍋などを活用し、食事の適温提供に配慮している。感染症の予防対策を取りながらも、可能な限り職員との関係や子ども同士の関係にもとづいた席順を決めて、楽しく食事ができるように工夫している。調理員や栄養士も、食事の様子を観察したり、子どもたちと直接話をしたりすることで、子どもたちの嗜好や希望を把握するよう努めている。</p>	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
コメント	<p>良い点/工夫されている点： 年に3回、季節に合わせて職員と衣類の確認を行い、それに基づいて購入する場合もある。子どもの希望や成長、衣類の状況によっては、随時購入をしている。中高生は職員との確認を行った上で自分で購入し、小学生は職員が同行することで、子ども自身が自由にかつ適切に衣類を選択できるよう支援している。</p>	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-2-(4) 住生活		
A⑮	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
コメント	<p>良い点/工夫されている点： 子どもの居室は個室と2人部屋があり、2人部屋の場合はカーテンで仕切ることができ、子ども同士で自由に机などの配置を変えることができるような広さがある。共有スペースや自室は子どもたちが定期的に掃除や整理をする機会を設定し、屋外は職員によって毎月安全の確認がされている。</p>	
	改善できる点/改善方法： 特になし。	

A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
コメント	<p>良い点/工夫されている点： すべての子どもに対して、年に1回の健康診断とインフルエンザの予防接種を行い、特別な配慮が必要な子どもに対しては、各専門科（発達、皮膚、耳鼻など）に通院し、情報共有を行ったり、指導を受けたりしている。新型コロナウイルス感染症対策として、朝と夜に検温し、記録に残している。子どもが不調の場合は、体温、食事量などを記録に残し、引き継ぎにて情報を共有している。服薬が必要な子どもの場合、事務所で一括して管理し、飲み忘れがないようにチェックを行っている。</p>	
	改善できる点/改善方法： 医療や健康に関する意識的・定期的な研修を設け、知識や技術を深める努力が望まれる。	

A-2-(6) 性に関する教育	
A17	① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 b
コメント	良い点/工夫されている点： 性に対する疑問や関心には、個別に対応している。女兒には、生理チェック表を通して周期を確認し、不安などの解消につなげている。
	改善できる点/改善方法： 個別の対応が中心であるため、年齢等に合わせたカリキュラムや職員・子どもを対象とした学習会への積極的な取り組みが期待される。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	
A18	① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 a
A19	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 b
コメント	良い点/工夫されている点： 行動上の問題があった場合、当該の子どもが落ち着く空間（自室など）を確保し、他の子どもにも自室の他に部屋を確保するなどの配慮がなされている。行動上の問題に対して適切な援助ができるように、毎年CSPなど援助技術に関する研修を実施している。子どもに暴力等を受けた職員に対しては、心理士や主任等によるフォローを行う等の配慮がなされている。 職員の年齢や性別などにもとづいた職員配置や子どもの年齢や関係性、性別などに配慮した生活グループの構成となっており、問題の発生予防につなげている。施設だけでは対応が難しい場合、児童相談所等外部の専門機関と協力して援助を行っている。
	改善できる点/改善方法： 実際には、問題が発生した場合の対応は行われているが、あらかじめ暴力やいじめの発生を想定し、誰がどのように助けを求めると、いつ誰がどのように対応するのかなど、職員間の連携体制や施設長等の役割を明文化しておくことが望ましい。

A-2-(8) 心理的ケア	
A20	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 a
コメント	良い点/工夫されている点： 男女1名ずつ計2名の臨床心理士を配置しており、心理的ケアが必要な子どもについては、心理療法等の心理的支援が定期的あるいは随時実施されている。日常生活において配慮が必要な場合は、引継ぎ等で心理士から担当の職員への助言等を行っている。必要に応じて、外部の専門機関（医大や児童相談所）の心理士等から助言を受けている。
	改善できる点/改善方法： 特になし。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等	
A21	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。 a
A22	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 a
A23	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 b
コメント	良い点/工夫されている点： 落ち着いて学習ができるように子どもの希望に応じて、自室や学習室などを使い分けている。子どもの学力に応じて学習指導員と連携をしながら、個別的な学習支援を行っている。学力が低い子どもについては、1学年下の問題集に取り組むなど、基礎学力の回復に努めている。 中学生以上になると、担当職員と進路担当職員が子どもと個別に進路相談会を行い、本人の希望や成績の状況、学校での進路調査、保護者の意向を踏まえながら、話し合いを重ねている。子どもの自己決定を促すために、奨学金などの経済的な援助を伝えるだけでなく、生活面や精神面などへのサポートとして、大学のオープンキャンパスや物件探しなどにも担当の職員が同行し、情報提供や支援を行っている。 アルバイトをしている子どもとは、給料やその使い方、アルバイト先での人間関係や仕組みなどについて、担当の職員が定期的・個別に話し、子どもの自立支援やメンタル面の支援につなげている。
	改善できる点/改善方法： 地域にある職場体験先の開拓や協力事業主等との連携を積極的に行うことが望まれる。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり	
A24	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 b
コメント	良い点/工夫されている点： 家族との関係づくりでは、家庭支援専門相談員が窓口となり、説明・相談等を行っている。自立支援計画と共に、支援の意図を説明した文書や学園通信も郵送し、家族との信頼関係を築くように努めている。学校の行事等に関しては、電話や郵送などを通して家族に知らせている。
	改善できる点/改善方法： 外出や一時帰宅を行ったすべての子どもに対して、様子を観察した記録を残し、不適切なかわりの発見に努めることが望まれる。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援	
A25	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 a
コメント	良い点/工夫されている点： 家庭引き取りが近い子どもについては、一時帰宅等に対する目的を明確にし、子どもと家族にも振り返り（聞き取り）を行い、関係の構築を図っている。とくに支援が必要なケースについては、家庭支援専門相談員が中心となって保護者支援計画を立案し、それに基づいて支援が展開される。保護者に特別な配慮が必要な場合は、事業所と連携をしたり、施設内で職員や子どもと過ごしたりして、養育力の向上等に取り組んでいる。
	改善できる点/改善方法： 特になし。